

# 平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成23年9月30日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成22年7月23日改正）及び平成23年度国土交通省事後評価実施計画（平成23年3月31日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

### （評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

### （評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

### （第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業について新規事業採択時評価12件及び再評価33件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載している。

事業評価カルテ（<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

事業評価関連リンク（[http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)）

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
<b>【公共事業関係費】</b>	
ダム事業	津川 祥吾
海岸事業(港湾局所管)	室井 邦彦
港湾整備事業	室井 邦彦
空港整備事業	室井 邦彦
<b>【その他施設費】</b>	
官庁営繕事業	室井 邦彦
船舶建造事業	室井 邦彦
海上保安官署施設整備事業	室井 邦彦

<評価の手法等>

別添1

事業名 ( )内は 方法を示す。※	評価項目			評価を行う過 程において使 用した資料等	担当部局		
	費用便益分析		費用便益分析以外の主な評 価項目				
	費用	便益					
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・國 土保全局		
海岸事業 (代替法、CVM・TCM(環境 保全・利用便益))	・事業費 ・維持管理費	・浸水防護便益 ・侵食防止便益 ・飛砂・飛沫防護便益 ・海岸環境保全便益 ・海岸利用便益	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計	水管理・國 土保全局 港湾局		
港湾整備事業 (消費者余剰法)	・建設費 ・管理運営費 ・再投資費	・輸送コストの削減(貨物) ・移動コストの削減(旅客)	・地元等との調整状況 ・環境等への影響	・各港の港湾統計資料	港湾局		
空港整備事業 (消費者余剰法)	・空港の新設、滑走路の新設・延長等 ・建設費 ・用地費 ・再投資費 ・精密進入の高カテゴリー化等 ・施設整備費 ・施設更新費 ・維持管理費	・空港の新設、滑走路の新設・延長等 ・時間短縮効果 ・費用低減効果 ・供給者便益 ・精密進入の高カテゴリー化等 ・運航改善効果	・地域開発効果 ・地元の調整状況	・航空旅客動態調査 ・航空輸送統計年報	航空局		

事業名	評価項目	評価を行う過 程において使 用した資料等	担当部局	
官庁営繕事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果	・官庁建物実態調査	官庁営繕部
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	・海上警備業務 ・海上環境保全業務 ・海上交通安全業務 ・海難救助業務 ・海上防災業務 ・国際協力・国際貢献業務		海上保安庁
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業の緊急性 ・計画の妥当性 ・事業の効果		海上保安庁

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会资本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求ることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会资本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

**平成24年度予算に向けた新規事業採択時評価について  
(平成23年9月末時点)**

**【公共事業関係費】**

事業区分		新規事業採択箇所数
海岸事業	直轄事業	1
港湾整備事業	直轄事業	6
合計		7

**【その他施設費】**

事業区分		新規事業採択箇所数
官庁営繕事業		3
船舶建造事業		1
海上保安官署施設整備事業		1
合計		5

総計	12
----	----

**平成24年度予算に向けた再評価について  
(平成23年9月末現在)**

**【公共事業関係費】**

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中
ダム事業	直轄事業等	1	1		28		30	29			1
空港整備事業	補助事業		1				1	1			
合計		1	2	0	28	0	31	30	0	0	1

**【その他施設費】**

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手續中
官庁営繕事業			1			1	2	2	1		
合計		0	1	0	0	1	2	2	1	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 新規事業採択時評価結果一覧 (平成23年9月末現在)

### 【公共事業関係費】

#### 【海岸事業】

(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益・B(億円) 便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B/C		
高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業 四国地方整備局	639	4,027  【内訳】 浸水防護便益：4,027億円 【主な根拠】 浸水面積：約1,500ha 浸水戸数：約38,000戸 浸水区域における一般資産等評価額：約17,000億円	421	9.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水防護により、国、高知県の行政活動や石油備蓄基地等の機能を維持できる。また、国道や鉄道といった主要交通施設の機能を維持し、それを利用した物流の継続や、災害時における迅速な復旧活動等が可能となる。</li> <li>・浸水防護により地域住民の不安を軽減できる。</li> </ul>	港湾局 海岸・防災課 (課長 丸山隆英)

### 【港湾整備事業】

(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益・B(億円) 便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B/C		
釧路港 西港区第2ふ頭地区 国際物流ターミナル整備事業 北海道開発局	258 [218]	606  【内訳】 海上輸送コストの削減便益：547億円 荷役作業コストの削減便益：25億円 横持ち輸送コストの削減便益：20億円 その他便益：14億円  【主な根拠】 平成27年予測取扱貨物量：164万トン／年	238	2.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穀物の輸送コスト等が削減されることで、安定的かつ安価な穀物の供給体制が構築される。これにより、北海道・東北地方の酪農業の産業競争力が確保される。</li> <li>・酪農業の産業競争力の強化を通じて、乳価の引き下げにも柔軟に対応できるようになるため、乳製品等の販売価格の安定化を通じて、国民生活の向上に寄与する。</li> <li>・釧路港内における穀物取扱岸壁の整理整頓が図られ、貨物輸送の効率性・利便性が向上するとともに、既存岸壁の混雑緩和が図られ、適正な岸壁利用が図られる。</li> <li>・港湾貨物の輸送の効率化が図られ、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>等の排出量が削減される。</li> </ul>	港湾局 計画課 (課長 松原裕)
茨城港 常陸那珂港区 中央ふ頭地区 国際物流ターミナル整備事業 関東地方整備局	63 [53]	207  【内訳】 輸送コストの削減便益：190億円 滞船の解消便益：5億円 耐震強化便益：11億円 その他の便益：1億円 【主な根拠】 平成29年予測取扱貨物量：46万トン／年	55	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械等の外貿貨物輸出の増加に適切に対応することで、物流効率化による地域産業の国際競争力の向上が図られる。</li> <li>・岸壁の耐震強化により震災における地域住民の安全安心の向上を図る。また、震災においても物流機能が維持されることで、我が国の産業活動の維持に貢献できる。</li> <li>・港湾貨物の輸送の効率化が図られ、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>等の排出量が削減される。</li> </ul>	港湾局 計画課 (課長 松原裕)

三河港 神野地区 国際物流ターミナル整備事業 中部地方整備局	58 [54]	126	【内訳】 輸送コストの削減便益：96億円 耐震強化便益：29億円 その他の便益：1億円 【主な根拠】 平成33年予測取扱貨物量：64万トン／年	47	2.7	・新興国（主に中南米）向けの完成自動車の輸出増加、ヨーロッパ等からの輸入車増加に対応することで、物流効率化による地域産業の国際競争力の向上が図られる。 ・神野地区における荷捌きスペースの拡張により、ふ頭内の混雑等が解消される。 ・耐震強化岸壁の整備により、震災時における地域住民の安全安心の向上を図る。また、震災時においても物流機能が維持されることで、我が国の産業活動の維持に貢献できる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> の排出量が削減される。	港湾局 計画課 (課長 松原裕)
大阪港 北港南地区 国際海上コンテナterminal整備事業 近畿地方整備局	155 [155]	447	【内訳】 輸送コストの削減便益：98億円 横持ちコストの削減：349億円 その他便益：0.3億円 【主な根拠】 平成32年度予測取扱貨物量：15万TEU／年	160	2.8	・内航フィーダー貨物の増加に対応でき、効率的な本線への積み替えが可能となることによって、連続一体高規格ターミナルとして十全に機能できるようになり、基幹航路の維持・拡大が図られ、我が国の経済成長が図られる。 ・バース延長不足、コンテナヤード不足による荷役等の混雑が解消されることによって、物流の定時性、安定性の向上が図られ、輸送の信頼性が向上する。 ・港湾貨物の輸送の効率化が図られ、CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> 等の排出量が削減される。	港湾局 計画課 (課長 松原裕)
境港 外港中野地区 国際物流ターミナル整備事業 中国地方整備局	85 [60]	172	【内訳】 陸上輸送コストの削減便益：116億円 海上輸送コスト削減便益：31億円 滞船コスト削減便益：24億円 その他便益：1億円 【主な根拠】 平成28年予測取扱貨物量：57万トン／年	73	2.4	・背後囲立地企業の競争力強化により、投資、生産活動の活性化に寄与する。 ・国際物流に係る輸送コスト低減により、地域産業の競争力強化と地域産業の発展が図られる。 ・港湾貨物の輸送の効率化が図られ、CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> 等の排出量が削減される。 ・日本海側の物流機能を強化することで、大規模地震等の被災リスクの高い瀬戸内・太平洋側地域のリダンダンシーの確保、粘り強い国土軸の形成に寄与することが期待される。	港湾局 計画課 (課長 松原裕)
広島港廿日市地区航路・泊地整備事業 中国地方整備局	74 [35]	230	【内訳】 輸送コスト削減便益：230億円 【主な根拠】 平成32年予測取扱貨物量：73万m <sup>3</sup> ／年	64	3.6	・LNGの安定的かつ安価な供給により、国内製造業のコスト競争力の向上、ひいては企業の製造拠点の海外流出防止と地域の雇用確保に寄与することが期待される。 ・船舶の大型化により、輸送時の船舶からのCO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> の排出量が低減される。また、他の化石燃料からLNGへの利用転換が進むことにより、温室効果ガスの排出量が削減される。 ・船舶の大型化により、入港回数が低減され、航行船舶の輻輳が緩和される。 ・標準LNG船への対応に伴う利活用拡大を契機に、冷熱利用等の新たなエネルギー利用産業の展開が期待され、広島港廿日市地区の再編等を通じた高度利用化が期待される。	港湾局 計画課 (課長 松原裕)

※〔 〕内は内数で港湾整備事業費

## 【その他施設費】

### 【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
浦和地方合同庁舎 (増築棟) 関東地方整備局	14.3	123 点	100 点	146 点	耐震性の不足・老朽・分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 西村好文)
黒石税務署 東北地方整備局	6.6	117 点	100 点	146 点	耐震性の不足・老朽・分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 西村好文)

京橋税務署 関東地方整備局	24.8 (注)	113 点	100 点	121 点	耐震性の不足・老朽・狭隘を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 西村 好文)
------------------	-------------	----------	----------	----------	---	--------------------------------

(注) 東京都中央都税事務所との合築であるが、総事業費は京橋税務署分を記載している。

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果－「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標

(採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

### 【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
大型巡視船 (P L型) 建造（1隻） 海上保安庁	51	今回の震災対応で船体構造・設備上の制限から十分に対応できなかった被災地への緊急物資輸送や給水活動に対応できるようになり、今後、甚大な被害をもたらすとされている東海地震、東南海・南海地震等大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出救助活動が迅速に行える体制が確保できる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 浅野 富夫)

### 【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果	その他	
函館航空基地施設の整備 海上保安庁	2.3	100 点	100 点	133 点	格納庫の増築により今後就役する新型航空機への対応が可能となり、北日本における拠点基地として、海難救助、テロ対策、危機管理体制の強化、海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 松本 一二)

・ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

・ 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

・ 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

## 再評価結果一覧 (平成23年9月末現在)

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】 (直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B/C					
サンルダム建設事業 北海道開発局	再々評価	528 (※1)	【内訳】 被害防止便益：1,046億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：448億円 残存価値：12億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：74戸 年平均浸水軽減面積：48ha	1,507 (※1)	681 (※1)	2.2 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>天塩川流域では昭和48年8月、50年8月、50年9月、56年8月等、被害の大きな洪水が発生。近年では平成13年9月、18年10月、22年7月に洪水が発生。昭和56年8月の洪水では、天塩川流域において氾濫面積15,625ha、546戸の浸水被害等が発生している。</li> <li>天塩川流域では、かんがい用水の自主節水が度々(過去10年間で4回毎年調整会議を開催)行われている。名寄川でも維持流量を頻繁に下回っており、特に平成19年の毎年では、7月から8月までかんがい用水を自主節水したが、異臭や漏水が発生したため、名寄市の水道では活性炭の投入量を増やすなど対応している。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業により、水道用水が確保されるとともに発電事業が実施可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参考内容に変更はない。 ・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は54%(事業費ベース)</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・付替道路の橋梁設計にあたっての合床版の採用等の設計の合理化など、コスト縮減に努めている。 ・從前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、現計画案(サンルダムの新設及び河川改修)が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)</p>	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に係る検討に係る再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管部・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
津軽ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	1,620	【内訳】 被害防止便益：2,918億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：1,217億円 残存価値：16億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：740戸 年平均浸水軽減面積：847ha	4,151	1,695	2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和33年9月、52年8月、平成2年9月、14年8月、16年9月に被害の大きな洪水が発生しており、昭和52年8月には死者行方不明者11人、浸水戸数8,495戸、農地被害17,577haの被害が発生している。</li> <li>岩木川沿川のかんがい用水については、昭和63年以降1~2年に1回の頻度で蓄水制を実施している。また、昭和63年及び平成19年には、フルの使用中止等の取水制限が行われている。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業により、かんがい用水、水道用水、工業用水が確保されるとともに、発電事業が実施可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・前回の(平成19年度)以降において、氾濫の恐れのある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参考内容に変更はない。 ・現在、本体工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約46%(事業費ベース)</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・津軽ダムの建設事業は、前回再評価時(平成19年度)以降も本体工事及び付替道路などの関連工事が順調に進捗し、平成22年5月に本体コンクリート打設に着手した。4年後の平成27年7月に試験湛水を開始し、平成28年度に津軽ダム建設事業が完了する見込みである。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・これまで付替道路ルート見直しなどコスト縮減に努めている。 ・堤防引堤、堤防嵩上げなど他の治水対策との比較を行った結果、現計画案(津軽ダムの建設)が優位となっている。</p>	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づき検証を行い、その後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管部・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)

胆沢ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	2,440	4,375	<p><b>【内訳】</b> 被害防止便益：2,259億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：2,016億円 残存価値：100億円</p> <p><b>【主な根拠】</b> 年平均浸水軽減戸数：318戸 年平均浸水軽減面積：364ha</p>		2,631	1.7	<p>・明治43年9月、昭和22年9月、23年9月、56年8月、平成10年9月、14年7月、19年9月に被害の大きな洪水が発生しており、平成14年7月には死者1人、全半壊13戸、浸水戸数3,432戸被害が発生している。</p> <p>・昭和48年以降では4回の水道用水不足や、平成元年以降3年に2回の頻度でかんがい用水不足が生じているなど、近年においても漏水が頻繁に発生している。</p> <p>(以下、関連事業に関するもの)</p> <p>・当該事業により、かんがい用水、水道用水が確保されるとともに、発電事業が実施可能となる。</p>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価(平成19年度)以降、北上川流域内にある市町村の総人口に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。 ・現在、本体工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約82%（事業費ベース）</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・胆沢ダム建設事業は、前回再評価(平成19年8月)以降も本体工事及び付替道路などの関連工事が順調に進捗し、平成22年5月に堤体盛立が完了している。 ・平成24年度には、試験湛水を開始し、平成25年度末に胆沢ダム建設事業が完了する見込みである。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・これまで堤体設計の見直しなどコスト縮減に努めている。 ・河道掘削、堤防嵩上げなど他の治水対策との比較を行った結果、現計画案(胆沢ダムの建設)が優位となっている。</p>	継続
八ヶ場ダム建設事業 関東地方整備局	再々評価	4,600 (※1)	11,758 (※1)	<p><b>【内訳】</b> 被害防止便益：11,486億円 河川の水量確保に係る便益：162億円 残存価値：110億円</p> <p><b>【主な根拠】</b> 年平均浸水軽減戸数：964戸 年平均浸水軽減面積：40ha</p>		3,442 (※1)	3.4 (※1)	<p>・利根川では、近年においても、平成10年9月、13年9月、14年7月、16年10月、19年9月に洪水被害が発生している。</p> <p>(以下、関連事業に関するもの)</p> <p>・当該事業により、水道用水、工業用水が確保されるとともに、発電事業が実施可能となる。</p>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口及び利根川・荒川水系におけるフルプラン対象市町村の人口に大きな変化はない。 ・水道用水について、「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、平成16年度から平成22年度に再評価が実施され、工業用水については「工業用水道に係る政策評価実施要領」に基づき、平成21年度から22年度に事後評価が実施され、「事業継続」の評価を受けている。 ・代替地整備は、水没等の関係市帯が移転を予定しており、平成23年3月末までに長野原町5地区に58世帯が移転されている。同時に町営住宅や集会所などの公共施設の整備も進められている。 ・付替鉄道整備は、平成23年3月末までに約90%の工事進捗率で、橋梁、トンネル構造物は全て完成又は施工中となっている。 ・付替国道は、平成23年3月末までに約93%の工事進捗率となっている。また、平成23年6月末までに約82%（約19km）の区間に供用が開始されている。</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ・造成を進めている代替地には既に関係者の移転が進み、それと同時に国道145号等の付替道路も供用を開始しており、移転先での生活に向けた基盤整備が着々と進歩している。また、現地では代替地での移転を前提としたまちづくりが地元及び関係自治体により進められている。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・平成16年度より国、関係自治体、利水者からなる「八ヶ場ダム建設事業のコスト管理に関する連絡協議会」を設置し、コスト縮減の達成状況等の協議を行なうとともに、事業費等の管理を進めている。 ・利根川水系は、全国でも有数の広大な流域面積があり、流入する支川も多く、さらに流路延長が長い特徴を有している。このため、それぞれの地域の特性にあたる治水策を講ずることにより、水系全体としてバランスよく治水の基本であるとの考え方のもと、計画が立案されている。また、現時点で堤防が概算成し、その位置、高さを前提として構築等が整備されているとともに、高度な土地利用が進んでいること、さらに、掘削による大量の掘削土の発生や構造物（橋梁、涵門等）の改築が必要となること等を踏まえ、社会的影響、河川環境の変容、将来の河道の維持を考慮し、上流における洪水調節量と河道整備流量との分担が決定されている。このような考え方の下、他の方策に比べ、八ヶ場ダムの方が有利と判断し、事業を実施している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討」に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p>	継続

霞ヶ浦導水事業 関東地方整備局	再々評価	1,900 (※1)	2,104 (※1)	【内訳】 水質浄化に係る便益：1,752億円 河川の水量確保に係る便益：306億円 残存便益：46億円  【主な根拠】 年間利用者の増加数： 霞ヶ浦 約2,694千人（推定） 千波湖 約290千人（推定）	1,878 (※1)	1.1 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦の水質は、COD9.5mg/l（H22年平均値）であり、環境基準COD3.0mg/lを大きく上回っている。また、茨城県、千葉県、栃木県は湖沼水質保全計画を策定し水質改善に取り組んでいるが、未だ計画目標（COD5.0mg/l前半）を達成できていない状況である。</li> <li>・桜川・千波湖の水質について、桜川清流ルネッサンスⅡを策定し水質改善等を実施しているが、依然として夏季の水質は非常に悪く、アオコが発生している。その結果、景観障害、悪臭の発生等、親水性が損なわれており早急な水質改善が望まれている。</li> <li>・利根川の湯水は、過去の実績から7月から9月の夏季に多く発生している。一方、那珂川の湯水は、過去の実績から4月から5月の春季に多く発生している。</li> <li>（以下、関連事業に関するもの） ・当該事業により、水道用水、工業用水の供給の確保が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の必要性等に関する視点 ・昭和60年に湖沼水質保全特別措置法に基づき霞ヶ浦が湖沼指定され、霞ヶ浦導水事業は、「第5期湖沼水質保全計画」における長期ビジョンにおいて位置づけられている。</li> <li>・桜川清流ルネッサンスⅡの水質目標は「清らかな水に戻そう桜川」を掲げ、桜川は8005mg/l、千波湖はアオコの発生の削減等を考慮し、COD8mg/l以下を目指すとされており、霞ヶ浦導水事業はこの水質目標を達成させる施策のひとつとなっている。</li> <li>・流水の正常な機能の維持のため、利根川及び那珂川の湯水時の被害軽減等を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・霞ヶ浦導水事業では、コスト縮減の取り組みとして平成21年よりコスト連絡協議会を開催し、コスト縮減を図っている。</li> <li>・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、霞ヶ浦導水事業が有利と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行う事としている。）</li> </ul>	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局长通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局长通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)  水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
吾妻川上流総合開発事業 関東地方整備局	再々評価	—	—	—	—	—	—	—	評価手続中  水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)		
利根川上流ダム群 再編事業 関東地方整備局	再々評価	— (※2)	— (※2)	— (※2)	— (※2)	— (※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の必要性に関する視点 ・現在までに完成した利根川上流ダム群は、昭和30年代半ばの首都圏の人口増加による水需要の増加など、建設時の社会的必要性から順次整備が進められてきたものであり、治水、利水の目的を達成する上での流域全体のダム群としてとらえると必ずしも最適なものとなっていない。</li> <li>②事業の進捗の見込みの視点 ・これまで実施した地質調査等の結果、①藤原ダム、園原ダム、久保ダムについては、ある程度高さがあれば嵩上げが可能、②相俣ダムについては、ダムサイト左岸の尾根全体に未固結な火山堆積物が分布しているため大規模な止水対策が必要となることから、嵩上げはコスト面から困難であることが判明している。</li> <li>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム群の再編と効率的な洪水調節方式の採用を踏まえた施設の改造に対し、コスト縮減に取り組んでいく。 ・利根川水系は、全国でも有数の広大な流域面積であり、流入する支川も多く、さらに流路延長が長い特徴を有している。このため、それぞれの地域特性にあった治水対策を講ずることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることができ水系の治水の基本であるとの考えのもと、計画が立案されている。 ・また、現時点で堤防が概成し、その位置、高さを前提として橋梁等が整備されているとともに、高度な土地利用が進んでいること、さらに、掘削による大量の掘削土の発生や構造物（橋梁、涵門等）の改革が必要となることを踏まえ、社会的影響、河川環境の改変、将来の河道の維持を考慮し、上流における洪水調節量と河道整備流量との分担が決定されている。 ・このような考えの下、既存ストックを有効活用する事業であることから他の方策に比べ、利根川上流ダム群再編の方が有利と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</li> </ul>	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局长通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局长通知)に基づき検証を行い、その後の事業の進め方を改めて判断する。)  水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)			

利賀ダム建設事業 北陸地方整備局	再々評価	1,150 (※1)	2,216 (※1)	【内訳】 被害防止便益：1,434億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：768億円 残存価値：14億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：71戸 年平均浸水軽減面積：14ha	1,206 (※1)	1.8 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和9年7月、平成16年10月に被害の大きな洪水が発生しており、平成16年10月洪水では、大門地点において危険水位を上回る戦後最大の水位を記録し、堤防に多大な被害が発生したほか、高岡市・新湊市（現射水市）・大門町（現射水市）などで1,400世帯、2,840人に避難勧告が出された。</li> <li>・平成6年の湯水では農業用水の自主的節水が行われるなど、湯水時にはかんがい用水の取水や魚類等の生息、生育環境への影響が発生している。</li> <li>（以下、関連事業に関するもの）</li> <li>・当該事業により、工業用水の確保が可能となる。</li> </ul>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価（平成20年度）以降、庄川流域の関係市町村では、人口・世帯数とともに大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。 ・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は30%（事業費ベース）</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、利賀ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p> <p>（「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」（平成22年4月1日河川局长通知）に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日河川局长通知）に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。）</p>	継続	水管管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)
設楽ダム建設事業 中部地方整備局	再々評価	2,070 (※1)	4,968 (※1)	【内訳】 被害防止便益：3,524億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：1,413億円 残存価値：31億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：633戸 年平均浸水軽減面積：217ha	1,782 (※1)	2.8 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで何度も洪水による被害が発生し、特に戦後最大の洪水として記録された昭和44年8月の洪水では、旧一宮町（現豊川市）などで全塩流出7棟、半塩・床上浸水919棟、床下浸水838棟という甚大な被害が発生。</li> <li>・豊川用水事業（宇連ダム等）、豊川総合用水事業（大島ダム等）が完成したが、現在でも度々湯水に見舞われている。</li> <li>（以下、関連事業に関するもの）</li> <li>・当該事業により、かんがい用水、水道用水の確保が可能となる。</li> </ul>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・豊川流域図及び利水地域の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。 ・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約13%（事業費ベース）</p> <p>・設楽ダムは、東三河地域のかんがい用水及び水道用水の安定供給水源として位置づけられており、その供給を行う豊川用水施設の幹線水路等については、老朽化等に対処するため、平成27年度の完成を目指して、同施設の改善を行っている。</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案の可能性の視点 ・学識経験者等の委員で構成する、「設楽ダム事業費等監理委員会」を設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等に意見を頂いている。 ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、設楽ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p> <p>（「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」（平成22年4月1日河川局长通知）に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分していることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日河川局长通知）に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。）</p>	継続	水管管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)
新丸山ダム建設事業 中部地方整備局	再々評価	1,800 (※1)	11,871 (※1)	【内訳】 被害防止便益：10,013億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：1,844億円 残存価値：14億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：1,750戸 年平均浸水軽減面積：332ha	2,365 (※1)	5.0 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和36年6月、38年9月、47年7月、58年9月などで洪水が発生し、特に既往最大洪水となった昭和58年9月洪水では、被害家屋約4,600戸の甚大な被害が発生。</li> <li>（以下、関連事業に関するもの）</li> <li>・当該事業により、既設及び新設発電所における発電量を増加させることができとなる。</li> </ul>	<p>① 事業の必要性等に関する視点 ・浸水の恐れのある区域を含む市町村の人口総数は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。</p> <p>・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約36%（事業費ベース）</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案の可能性の視点 ・学識経験者等の委員で構成する、「新丸山ダム事業費等監理委員会」を設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等について意見を頂いている。 ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、新丸山ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p> <p>（「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」（平成22年4月1日河川局长通知）に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分していることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日河川局长通知）に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。）</p>	継続	水管管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)

大滝ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	3,640	17,648	<p>【内訳】 被害防止便益：17,539億円 残存価値：110億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数： 1,830戸（H52年迄） 1,998戸（H53年以降） 年平均浸水軽減面積： 395ha（H52年迄） 284ha（H53年以降）</p>	6,560	2.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和34年9月の伊勢湾台風では死傷者71名、家屋の全半壊347戸、床上浸水3,180戸、床下浸水1,917戸等の甚大な被害が発生しているほか、昭和57年、平成2,9年などに浸水被害が発生している。</li> <li>（以下、関連事業に関するもの）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業により、水道用水、工業用水が確保されるとともに発電事業が実施可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価（平成20年度）以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。 ・現在、地すべり対策工事を実施しており、平成23年3月現在で進捗率は約98%（事業費ベース）</p> <p>②事業の進捗の見込みに関する視点 ・大滝ダム建設事業は、平成23年度に大滝ダム地すべり対策工事を完成させ、貯水池斜面及びダム堤体の安定性を確保・確認しながら試験湛水を実施し、平成24年度の完了を目指す。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・大滝ダム建設事業では、これまで新技術を活用するなどコスト縮減を図り、ダム建設における計画・工事を進めってきた。 ・既往検討結果では、コストや社会的な影響等の観点から、大滝ダムの建設が最適と判断している。</p>	継続	水管管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
天ヶ瀬ダム再開発事業 近畿地方整備局	再々評価	430	508	<p>【内訳】 被害防止便益：490億円 残存価値：19億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数： 290戸（H34年迄） 288戸（H35年以降） 年平均浸水軽減面積： 11ha（H34年迄） 10ha（H35年以降）</p>	437	1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川水系では、昭和28,34,36,40,57年に洪水被害が発生しており、戦後最大である昭和28年には2,555戸の浸水被害が発生している。</li> <li>（以下、関連事業に関するもの）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業により、水道用水が増加されるとともに既設発電所における発電量を増加させることが可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価（平成20年度）以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。 ・現在、工事用道路の整備を実施しており、平成23年3月現在で進捗率は約17%（事業費ベース）</p> <p>②事業の進捗の見込みに関する視点 ・現在、工事用道路の整備を継続して実施中であり、平成27年度の完成を目指して事業を進めている。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・水理模型実験に基づく導流部トンネル内径の縮小など、コスト縮減に努めている。 ・淀川水系河川整備計画の策定時に、他の治水対策案との比較を行った結果、現計画案（トンネル式放流設備）が総合的に優位であると判断している。</p>	継続	水管管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
足羽川ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	960 (※1)	1,161 (※1)	<p>【内訳】 被害防止便益：1,134億円 残存価値：27億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：316戸 年平均浸水軽減面積：19ha</p>	889 (※1)	1.3 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年7月の福井豪雨では、福井市街地を中心に死者・行方不明者5名、家屋の全半壊407戸、床上浸水3,314戸、床下浸水10,321戸の甚大な被害が発生しているほか、昭和28,34,36,50,51年などに浸水被害が発生している。</li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価（平成19年度）以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・現在、調査・地元説明段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約15%（事業費ベース）</p> <p>②事業の進捗の見込みに関する視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・コスト縮減の方策については、今後の設計・施工において実施の有無も含めて検討していく。 ・従前の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的な影響等の観点から、足羽川ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p>	継続	水管管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)

大戸川ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	1,080 (※1)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	<p>①事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価（平成20年度）以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口・総世帯数に大きな変化はない。 ・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約58%（事業費ベース）</p> <p>②事業の進捗の見込みに関する視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・付替県道のルートや幅員構成の見直し・新技術の採用など、コスト縮減に努めている。 ・従前の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、大戸川ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p>	<p>継続</p> <p>（「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」（平成22年4月1日河川局长通知）に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に係る再評価実施要領細目」（平成22年9月28日河川局长通知）に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。）</p>	水管管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)
中筋川総合開発事業（横瀬川ダム） 四国地方整備局	再々評価	400 (※1)	647 (※1)	<p>【内訳】 被害防止便益：346億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：286億円 残存価値：15億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：29戸 年平均浸水軽減面積：30ha</p>	472 (※1)	1.4 (※1)	<p>①事業の必要性に関する視点 ・前回の再評価（平成20年度）以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口・総世帯数に大きな変化はない。 ・現在、転流工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約38%（事業費ベース） ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。</p> <p>②事業の進捗の見込みの視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・付替市道の施工に際し、新技術の導入を積極的に行うことや、工事に伴う支撑木を丁寧な伐採によって木材としての価値を高め、売却可能量を増加させ処分量の低減に努める等、コスト縮減に努めている。 ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、横瀬川ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</p>	<p>継続</p> <p>（「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」（平成22年4月1日河川局长通知）に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に係る再評価実施要領細目」（平成22年9月28日河川局长通知）に基づき検証を行い、その後の事業の進め方を改めて判断する。）</p>	水管管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)



立野ダム建設事業 九州地方整備局	再々評価	905 (※1)	2,520 (※1)	【内訳】 被害防止便益：2,512億円 残存価値：7.6億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：261戸 年平均浸水軽減面積：34ha	1,249 (※1)	2.0 (※1)	・近年でも、浸水被害が発生しており、平成2年7月洪水では、死者・行方不明者14名、家屋全壊146戸、家屋一部破損250戸、床上浸水1,614戸、床下浸水2,200戸の被害が発生している。	①事業の必要性等に関する視点 ・前回の再評価（平成20年度）以降において、想定氾濫区域内の人口に大きな変化はない。 ・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約46%（事業費ベース） ②事業の進捗の見込みに関する視点 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する視点 ・付替道路の設計見直しや橋梁型式の見直しなどのコスト縮減に努めている。 ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、立野ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うことをとしている。）	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)
川辺川ダム建設事業 九州地方整備局	再々評価	— (※4)	— (※4)	— (※4)	— (※4)	— (※4)	—	① 事業の必要性等に関する視点 ・本事業の「かんがい用水の確保」及び「発電」に関する事業目的については、参画の有無等を照会した結果を踏まえ、川辺川ダムに水源を求める利水者がいないことを平成19年8月の事業評価監査委員会において状況報告を行ったところである。また、「洪水調節」及び「流水の正常な機能の維持」に関する事業目的については、平成20年9月に熊本県知事が「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」と表明した以降、「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画として、対策案の立案やそれらの実施により達成される治水安全度を議論してきているが、本事業の必要性等に関する視点からダム本体工事に係る調査検討は行ってきていません。なお、流域内の人口や資産、下流における既得用水の使い方に關し、前回再評価時以降、大きな変化はない。 ② 事業の進捗の見込みの視点 ・①の状況であることから、本事業のいずれの事業目的とも進捗の見込みはない。ただし、代替地への移転後の生活に特に支障をきたさないようにするためにダム事業で継続している4つの生活再建対策については、平成24年度までに全て完成する予定である。 ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム事業で継続している生活再建対策に関する工事において、頭地大橋を含む付替県道宮原五木線の施工にあたっては、橋脚部に鋼管・コンクリート複合構造橋脚等の新工法を積極的に採用するなどコスト縮減に努めている。 ・本事業の「洪水調節」に関する事業目的については、「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画として、対策案の立案やそれらの実施により達成される治水安全度を議論してきる段階である。なお、現在議論している対策案については、ダムと同等の治水安全度ではないことから、川辺川ダムとのコスト比較を行うことは適切ではない。同様に「流水の正常な機能の維持」については、川辺川ダムからの補給を前提とせず、当面は川辺川及び球磨川の渇水時に、必要に応じて関係機関と連携し、渇水調整等を実施することとしている。なお、「かんがい用水」および「発電」については、川辺川ダムに水源を求める者がいないことから、コスト縮減や代替案立案等の検討は不要である。	継続 (当該事業は、平成20年9月の熊本県知事によるダム計画白紙撤回表明を契機に、中止の方向性を前提に、「ダムによらない治水を検討する場」において、球磨川の治水計画の検討が現在行われているところである。こうした状況を踏まえ、本事業においては、代替地への移転後の生活に支障をきたさないようにするための生活再建対策に限定して継続することを妥当とする。)	水管理・国土保全局治水課 (課長 森北佳昭)





木曾川水系連絡導水路事業 独立行政法人水資源機構	一定期間未着工	890 (※1)	1,704 (※1)	【内訳】 異常漏水時における緊急水の補給に関する便益 : 1,704億円  【主な根拠】 徳山ダムの木曾川への漏水対策容量4,000m <sup>3</sup> と同等の貯水容量を持つ代替ダム及び代替導水路の建設に要する費用 : 1,589億円	1,030 (※1)	1.7 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年の漏水時には、岩屋ダム等が柱溝し、ダムを水源とする水道用水は最大35%、工業用水や農業用水は最大65%という厳しい取水制限が行われ、市民生活・社会経済活動に大きな影響を与えた。また、木曾川本川が柱溝して川底が露出する等、河川環境に多大な影響が生じた。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業により、水道用水、工業用水の導水が可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価(平成19年度)以降において、木曾川水系におけるフルプランエリア対象市町村の人口は、増加傾向にある。</li> <li>・揖斐川と長良川、木曾川を繋ぐ木曾川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保されている漏水対策容量4,000万m<sup>3</sup>の水を木曾川に導水することにより、異常漏水時(平成6年漏水相当)においても、木曾戸成戸地點においても河川環境の保全のために必要な流量が一部である40m<sup>3</sup>/sを確保する。</li> <li>・現在、調査中段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約4%(事業費ベース)</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案立案の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・從前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、木曾川水系連絡導水路の建設が最適となっている。</li> <li>(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)</li> </ul>	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であるから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)
川上ダム建設事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	1,180 (※1)	4,850 (※1)	【内訳】 被害防止便益 : 4,255億円 流水の正常な機能の維持に関する便益 : 586億円 残存価値 : 10億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数 : 504戸(H34年迄) 389戸(H35年以降) 年平均浸水軽減面積 : 56ha(H34年迄) 53ha(H35年以降)	1,411 (※1)	3.4 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和28年台風13号では、上野地区(現三重県伊賀市)において浸水面積540ha、浸戸数200戸の被害が発生し、昭和34年伊勢湾台風では、同地区において浸水面積535ha、浸戸数195戸の被害が発生している。</li> <li>・昭和52, 53, 59, 61年、平成6, 12年には、漏水被害が発生しており、いずれの年も10%以上の取水制限を行っている。</li> <li>・木津川上流の既設ダム群における堆砂は進行している。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業により、水道用水の確保が可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口・総世帯数に大きな変化はない。</li> <li>・利水者(伊賀市)の当事業への参画内容に変更はない。</li> <li>・現在、転工工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約52%(事業費ベース)</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みに関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付替道路の統廃合などコスト縮減に努めている。</li> <li>・從前の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、川上ダムの建設が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)</li> </ul>	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であるから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)
丹生ダム建設事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	— (※5)	— (※5)	— (※5)	— (※5)	— (※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和29年台風13号では、浸戸数515戸の被害、昭和34年伊勢湾台風では家屋全半壊62戸、一部破壊58戸、浸戸数684戸の被害が発生している。</li> <li>・琵琶湖・淀川流域では、琵琶湖開発事業完了後においても平成6, 12, 14年には漏水が発生しており、市民生活や社会経済活動に対して影響を及ぼしている。</li> <li>・高時川においては、毎年のように瀬切れが発生し、その結果アユの死滅や、井戸枯れや簡易水道の断水が発生している。</li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口・総世帯数に大きな変化はない。</li> <li>・「淀川水系河川整備計画」(平成21年3月31日策定)に基づき、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行っているところ。</li> <li>・「淀川水系における水資源開発基本計画」(平成21年4月17日閣議決定)において、丹生ダムにおける新規利水の位置づけはないが、「丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うこととする。」と位置づけられている。</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みに関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丹生ダム建設事業の異常漏水時の緊急水の補給の容量について、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価してダム型式を確定することとしているため、ダムの諸元を確定出来ていない。</li> <li>(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)</li> </ul>	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に区分している事業であるから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)

小石原川ダム建設事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	1,960 (※1)	2,027 (※1)	【内訳】 被害防止便益：355億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：1,599億円 残存価値：73億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：121戸 年平均浸水軽減面積：141ha	1,735 (※1)	1.2 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和28年6月洪水において、家屋の全壊217戸、浸水家屋4,184戸の甚大な被害が発生し、近年でも平成22年7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。</li> <li>・昭和53年、平成6年の渇水をはじめ、2年に1回程度、取水制限を実施している。近年でも平成14、17年に、取水制限率が50%を超える大きな渇水被害が発生している。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業により、水道用水の確保が可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価（平成19年度）以降において、小石原川流域市町村の人口に大きな変化はない。</li> <li>・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。</li> <li>・現在、生活再建工事段階であり、平成23年3月現在で進捗率は約16%（事業費ベース）</li> </ul> <p>②事業進捗の見込みに関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付替道路の施工方法の見直しなどコスト縮減に努めている。</li> <li>・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、小石原川ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</li> </ul>	継続	水管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)
大山ダム建設事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	1,085	1,439	【内訳】 被害防止便益：763億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：655億円 残存価値：21億円  【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：159戸 年平均浸水軽減面積：36ha	962	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和28年6月洪水において、死者147名、被害家屋108,325戸におよぶ甚大な被害が発生し、近年でも昭和55年8月、平成2年7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。</li> <li>・平成6年の渇水において、各地で取水制限が発生している。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業により、水道用水の確保が可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価（平成20年度）以降において、想定はん蓋区域内の人口に大きな変化はない。</li> <li>・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。</li> <li>・現在、試験湛水実施中であり、平成23年3月現在で進捗率約87%（事業費ベース）</li> </ul> <p>②事業進捗の見込みに関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大山ダム事業は、前回評価以降も本体工事および付替道路などの関連工事も順調に進み、平成23年5月より試験湛水を実施しており、平成24年度末に完成する見込みである。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤体基礎掘削形状の変更を行うなどコスト縮減に努めている。</li> <li>・本体着手前の平成15年度の再評価時に他の治水対策との比較を行った結果、現計画案（大山ダム）が総合的に優位であると判断し、本体工事に着手している。</li> </ul>	継続	水管理・国土保全局治水課 (課長:森北佳昭)

※1:今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づく検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

※2:利根川上流ダム群再編事業は、対象とするダム群が複数あること、再編手法が容量振替、ダム嵩上げ、調節方式の変更と複数の組み合わせによる検討が必要であるが、現時点において事業全体の具体的な内容が確定していない段階であるため、総事業費の確定や費用便益分析を行うことはできない。

※3:淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において、「大戸川ダムについては、…(中略)…ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」等とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上の費用便益分析を行うことは適切ではないため、着手時期を複数ケース想定し費用便益分析を行っている。(着手時期が整備計画策定から「10年後」の場合B/C:1.1、「15年後」の場合B/C:1.0、「20年後」の場合B/C:0.8)

※4:ダム本体工事の中止の方向性を前提に川辺川ダム以外の治水計画を検討している状況において、今後、本事業で実施する内容は公共補償としての生活再建対策のみであり、ダム本体を含む総事業費の確定や費用対効果分析を行うことはできない。

※5:淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において「ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う」とされていること、「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」とされていること、ダム事業の検証に係る検討においては洪水調節施設以外との比較検討を行っていくところであること、ダム事業の検証の結論を得るまでは本事業の実施内容は事実上調査・検討のみであることから、ダム本体を含む総事業費の確定や費用対効果分析を行うことはできない。

**【空港整備事業】**  
**(補助事業)**

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)				
			貨幣換算した便益・B(億円)		費用・C (億円)								
			便益の内訳及び主な根拠										
新石垣空港整備事業 沖縄県	長期間継続中	451	768	<p><b>【内訳】</b> 利用者効果：524億円 供給者効果：133億円 地域企業・住民効果：2億円 残存価値：109億円</p> <p><b>【主な根拠】</b> 需要予測（平成25年度）：188万人</p>	548	1.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際旅客チャーター便の就航が増加する。</li> <li>観光産業の振興発展が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現石垣空港は、滑走路長1,500mにて暫定的に小型ジェット機が就航していることから、一部の路線で重量制限等の制約があること、現石垣空港周辺に航空機騒音問題が発生していること、ILS（計器着陸装置）が設置されていないため、視程不良時に遅延や欠航が発生していることなど多くの課題を抱えており、事業を実施することでこれらの課題を解消することができる。また、増大が見込まれる航空需要に対応し、八重山圏域の振興発展に繋がる。</li> <li>事業進捗率は約77%に達しており、全ての用地取得が完了している。今後の事業進捗を図る上で制約となる要因はなく、平成24年度には供用開始予定である。</li> <li>コスト縮減については、各段階で取り組んでおり、残る事業についても引き続きコスト縮減を取り組んでいく。</li> </ul>	継続	航空局 航空ネットワーク部 空港施設課 (課長 池田薰)			

**【その他施設費】**  
**【官庁営繕事業】**

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他			
熊本地方合同庁舎 九州地方整備局	長期間継続中	168	130点	100点	133点	狭隘・老朽・耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	<p>①事業の必要性 1)社会経済情勢等の変化 ・入居官署の変更及び地域主権改革による影響が生じているが、事業計画を変更し適切に対応しており、本事業の必要性に変化は無い。 2)事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から見て、本事業の効果が認められる。</p> <p>3)事業の進捗状況 ・全体事業の約49% ②事業の進捗の見込み ・平成26年度完成予定 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、現時点で「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」から見て、事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>事業の必要性、合理性及び効果が各々認められ、また現時点で事業の見直しの必要性が認められないことから、本事業を継続できると判断した。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部 計画課 (課長 西村好文)
西ヶ原研修合同庁舎 関東地方整備局	その他	109	133点	100点	121点	老朽・耐震性の不足を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置・集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	<p>①事業の必要性 i)社会経済情勢等の変化 ・各官署と施設運営についての調整を行い、専用教室・会議室の共用化、宿泊室の2人部屋化、厚生棟・体育館の統合・集約化により、規模を縮小。 ・埋蔵文化財調査結果を踏まえ、建築範囲を縮小（東京都教育委員会より要請）。 ・「職員研修施設に関する調査結果に基づく勧告」（H22.12.10総務省行政評価局）を受け、統計研修所が入居を取り止め。</p> <p>2)事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から見て、本事業の効果が認められる。</p> <p>3)事業の進捗状況 ①本体工事発注前 ②事業の進捗の見込み ・平成26年度完成予定 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・各官署と施設運営についての調整を行い、専用教室・会議室の共用化、宿泊室の2人部屋化、厚生棟・体育館の統合・集約化により、コスト縮減が図られている。</p> <p>上記、社会経済情勢等の変化を踏まえた見直し計画について、事業の必要性、合理性及び効果が各々認められ、見直し計画にて本事業を継続できると判断した。</p>	見直し継続	大臣官房 官庁営繕部 計画課 (課長 西村好文)

\* 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価

する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果－「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）